

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中73の項を削り、74の項を73の項とし、75の項から94の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

94	熊本市公契約条例（仮称）検討委員会	熊本市公契約条例（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。
95	熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会	熊本市困難女性支援基本計画（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。
96	熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会	本市の環境影響評価に関する技術指針等について、必要な事項を審議する。

別表5の表中12の項を削り、13の項を12の項とし、14の項から17の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附

属機関を設置する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。